

(案)

資料 1 - 3

区域計画の変更の認定申請書

令和 4 年 2 月 28 日

内閣総理大臣 殿

養父市国家戦略特別区域会議

令和 2 年 3 月 18 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、
国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認
定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「法人農地取得事業」に
1 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

養父市 国家戦略特別区域 区域計画

令和4年2月28日
養父市国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(7) 名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

(国家戦略特別区域法第18条に規定する法人農地取得事業)

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

①～⑥ 略

⑦ 株式会社やぶの農家（養父市）

水稻に加えにんにくを栽培する営農体制の長期的・安定的な確立を地域との調和を保ちつつ、円滑かつ迅速に実施するため農地を取得する。併せて、土地改良事業実施により水稻等の生産基盤を強化し、担い手不足の解消に向けた人材育成・活躍の場の創出に取り組むことで、地域農業の発展に寄与するため。

【令和4年4月を目途に取得】

新旧対照表

養父市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 名称：法人農地取得事業 内容：企業による農地取得に係る農地法の特例 (国家戦略特別区域法第18条に規定する法人農地取得事業) 以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。</p> <p>①～⑥ 略</p> <p><u>⑦株式会社やぶの農家（養父市）</u> <u>水稻に加えにんにくを栽培する営農体制の長期的・安定的な確立を地域との調和を保ちつつ、円滑かつ迅速に実施するため農地を取得する。併せて、土地改良事業実施により水稻等の生産基盤を強化し、担い手不足の解消に向けた人材育成・活躍の場の創出に取り組むことで、地域農業の発展に寄与するため。</u> <u>【令和4年4月を目途に取得】</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 名称：法人農地取得事業 内容：企業による農地取得に係る農地法の特例 (国家戦略特別区域法第18条に規定する法人農地取得事業) 以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。</p> <p>①～⑥ 略</p>